

令和7年度採用 会計年度任用職員（地域おこし協力隊）募集要項

受付期間 令和7年6月18日（水）から令和7年7月11日（金）

東成瀬村では、以下の内容で会計年度任用職員（地域おこし協力隊）を募集します。

1 募集職種

（1）キャンプ場等管理業務 2名

- ・村営の「須川湖キャンプ場」の維持・管理業務となります。
- ・主な勤務地は「須川湖キャンプ場管理棟」になります。
- ・維持はキャンプ場の清掃、草刈り、管理棟やトイレ・炊事場の清掃です。
- ・管理は宿泊受付、来場者の応対、SNS等での周知です。
- ・標準的な勤務時間は、週4日午前8時30分から午後5時15分までの勤務となります。
- ・3年間でキャンプ場の管理、運営のノウハウを習得していただき、3年後は独立してキャンプ場の運営の担い手や、アウトドアガイド業の開業等を目指していただきます。

（2）移住・定住コーディネーターに関する業務 1名

- ・本村への移住・定住にかかる業務を行っていただきます。
- ・主な勤務地は東成瀬村企画課となります。
- ・移住定住に関する情報収集や、移住定住につながるSNSでの情報発信、移住検討者の相談、移住モニターツアーの実施などが主な業務となります。
- ・標準的な勤務は、週4日午前8時30分から午後5時15分での勤務となります。
- ・3年間で移住定住に関する情報の習得、移住者向け体験ツアーのノウハウを習得していただき、3年後は、移住コーディネーター、ファシリテーター、観光プランナー等の開業を目指していただきます。

2 応募資格

（1）義務教育を終了し、健康で応募一覧による必要な資格等を有している方

（2）欠格事項（地方公務員法第16条の規定により以下に該当する方は応募できません。）

- ・禁固刑以上に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・東成瀬村において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

（3）令和7年8月1日現在で年齢18歳以上の方

（4）普通自動車免許（AT限定可）を有し、実際に運転できる方

（5）応募時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、半島等の地域に該当しない市町村）に在住しており、採用後東成瀬村に生活拠点を移し、住民票を異動できる方

3 応募方法

- ・「東成瀬村会計年度任用職員任用申請書」及び「東成瀬村会計年度任用職員エントリーシート」

を役場総務課に提出してください。

- ・ 申請書は役場総務課で配布しています。
- ・ 資格等が必要な職種の場合、申請書と合わせて免許証等の写しも提出してください。
- ・ 選考過程で卒業証明書等の提出を求めたり、関係機関に照会することがあります。
- ・ 提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

4 受付期間

令和7年6月18日（水）から令和7年7月11日（金）まで

窓口に出す場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日（休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和7年7月11日（金）午後5時15分まで到着したものに限り受け付けます。

5 選考方法

第一次選考・書類審査

書類審査の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

通知は、受付終了日から1週間以内に郵送します。

第二次選考・面接審査

書類審査合格者について面接審査を実施します。

第二次選考は、東成瀬村内の会場で実施予定です。詳細な日時・会場等は、第一次選考結果を通知する際にお知らせします。

6 任用内定

選考結果に基づき、令和7年7月下旬を目途に任用内定通知を送付します。

※電話によるお問い合わせにはお答えできません。

7 任用期間

- ・ 任期は令和7年8月1日から令和8年3月31日までとなります。
- ・ 任用期間は年度単位で更新し、最長で任用の日から3年間継続可能とします。その際、活動に取り組む姿勢、活動成果等を勘案し、継続更新についての判断を行います。また、本人からの辞職の申出があった場合や、村が隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であっても委嘱を取り消す場合があります。

8 給与・報酬・手当等。

月額報酬は16万円です。その他、「東成瀬村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」等に基づき期末手当、費用弁償等が支給されます。

9 休暇等

休暇は、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に基づき、常勤の一般職に準じて付与されます。

10 社会保険等

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険は、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところにより、必要な要件

を満たした場合に加入します。

11 その他留意事項

申請に際し、「東成瀬村会計年度任用職員について」を必ずお読みください。

お問い合わせ先

東成瀬村役場企画課 地域おこし協力隊担当

〒019-0801 東成瀬村田子内字仙人下 3 0 - 1

電話 0 1 8 2 - 4 7 - 3 4 0 2